



## 国土交通省中部運輸局

令和6年7月19日

〈お問合せ先〉

中部運輸局自動車交通部

旅客第二課 木下、石津

TEL 052-952-8036

## 「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に関する今後の運用方針について」に基づく車両の配分について

中部運輸局において、新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置（以下「特例措置」という。）については、令和2年4月3日より実施されておりましたが、令和6年3月31日にて、当特例措置である事業計画の変更を要しない休車（以下「臨時休車」という。）の適用期間が満了しました。

各準特定地域において発生した減車車両の車両数（以下「減車車両数」とする）について、有効かつ迅速に車両を活用する観点から、減車車両数の配分を実施することとしましたので、各準特定地域における減車車両数の結果を別表のとおりお知らせします。

この結果を踏まえ、今後、配分希望の意向を調査し、運転者を確保する能力が十分にあるなど、車両を有効活用できる事業者に対して「減車車両数」の配分を行います。

配分を希望する事業者は、本日より7月24日（水）までの間において、以下の方法により管轄する運輸支局へ申出願います。

## 【今後のスケジュール】

- 令和6年7月19日（金）：4月1日時点における減車車両の車両数を公表  
配分希望車両数の申出の受付開始
- 令和6年7月24日（水）：配分希望車両数の申出の受付締め切り  
（配分希望を申出する営業所を管轄する運輸支局へ  
**申出書**及び添付書類をメールにて提出してください）
- 令和6年7月26日（金）：各事業者へ配分車両数の通知予定
- 令和6年7月31日（水）：配分車両数にかかる事業計画（事業用自動車の数）  
変更の事前届出書の提出締め切り

## 別表

準特定地域において発生した事業計画上減車の扱いとなった臨時休車車両の車両数一覧について  
(中部運輸局管内)

令和6年4月1日現在

県名	営業区域	減車車両数
愛知県	知多交通圏	0 両
	尾張北部交通圏	2 両
	尾張西部交通圏	12 両
	西三河北部交通圏	11 両
	西三河南部交通圏	3 両
	東三河南部交通圏	1 両
静岡県	静清交通圏	6 両
	浜松交通圏	14 両
	富士・富士宮交通圏	0 両
	沼津・三島交通圏	6 両
	磐田・掛川交通圏	11 両
	藤枝・焼津交通圏	2 両
岐阜県	大垣交通圏	1 両
	高山交通圏	0 両
	東濃東部交通圏	0 両
	美濃・可児交通圏	7 両
	東濃西部交通圏	2 両
三重県	北勢交通圏	50 両
	津交通圏	0 両
	松阪交通圏	1 両
福井県	福井交通圏	11 両
	武生交通圏	0 両